原議保存期間5年(令和11年3月31日まで)有 効 期 間一種(令和11年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿 (参考送付先) 庁内各局部課長 各附属機関の長 各地方機関の長 警察庁丙犯被発第9号令和6年3月13日警察庁長官官房長

指定被害者支援要員制度の運用について

犯罪被害等の早期軽減の重要性にかんがみ、危機介入(被害直後から被害者等の直面する様々な問題を取り扱う役務の提供をいう。)を適切に実施することのできる体制を確保するため、指定被害者支援要員制度(以下「本制度」という。)を運用しているところである。

本制度は、「平成11年度被害者対策推進計画」(平成11年警察庁丙給厚発第6号ほか)に基づく試行を経て、各都道府県警察の体制や犯罪発生状況等の実情に即して制度化されているものであるところ、平成20年に「犯罪被害者等の支援に関する指針」(平成20年国家公安委員会告示第25号)が示されたことなどを踏まえ、本制度の運用上の留意事項を示すので、下記により、本制度の適正かつ効果的な運用に努められたい。

記

1 体制の確立について

(1) 総括責任者

警察署長等は、本制度の総括責任者として、被害者支援施策担当部署と 捜査担当部署との連携が図られるように配意するとともに、本制度の運営 に関する総括的な指揮を行うこと。

(2) 運営責任者

被害者支援施策担当部署の課長等は、本制度の運営責任者として、警察署長等の指揮の下、総括的な運営管理に努めるとともに、本制度の運営状況について、警察本部被害者支援担当課に対して報告をすること。

(3) 実施責任者

本制度の実施責任者たる捜査担当部署又は被害者支援施策担当部署の課長等は、警察署長等の指揮の下、指定被害者支援要員(以下「支援要員」という。)の適切な運用に努めるとともに、被害者支援活動の効果的な推進に努めること。

2 指定被害者支援要員の指定について

事案の内容や被害者等のニーズに即した適切な支援要員を充てることができるようにするという観点から、警察署等の体制や犯罪発生状況等を踏まえ、十分な支援要員をあらかじめ指定しておくこと。

3 支援要員に対する教養の徹底

指定された支援要員に対して、危機介入を適切に行うことができる知識・ 技能等を身につけさせるため、必要な専門的教養を徹底すること。

4 捜査担当部門との密接な連携

個々の事案において危機介入を適切に実施するためには、支援要員において、当該事案に係る捜査の経過や以後の推進方針などについて十分に把握し、いかなる時期にいかなる範囲の情報を被害者等に提供することが適当であるかなどについてあらかじめ検討した上で、被害者等に対応することが必要である。また、支援要員が把握した被害者等の心身の状態やニーズなどの情報については、捜査担当者に適時に伝えることが適当である。

このような観点から、支援要員の活動に当たっては、捜査担当者との密接な連携に十分配意すること。

5 実施責任者による業務管理の徹底

適切な被害者支援を推進するためには、捜査の進捗状況や日々刻々と変化する被害者等のニーズ等を踏まえ、支援の方針や体制を適時見直し、組織的に対応していくことが必要である。

このような観点から、実施責任者は、個々の事案における捜査や支援の状況を常に把握し、業務管理を徹底すること。

6 支援要員のメンタルヘルスについて

支援の実施に当たると、犯罪被害等の状況を間近に見ることや、被害者等の感情の表出に直面することなどから、極めて強いストレスを受ける場合がある。

このような観点から、支援要員の指揮・監督に直接当たる幹部は、支援要員のメンタルヘルスを含めた健康管理に十分配意すること。

7 警察本部による運営管理

警察本部被害者支援担当課は、本制度の運営状況の把握に努め、捜査担当 部門との連携を図りつつ、警察署等に対して必要な指導等を行うこと。

なお、支援要員の活動の正確かつ確実な把握に基づき、効果的な事例の紹介や表彰など積極的な評価がなされるよう配意すること。